

平成
30年度

国民健康保険料の料率等を改定

問保険年金課賦課係・内線1416

市は、国民健康保険料の医療給付費分と介護納付金分について、平成29年度国民健康保険運営協議会の答申に基づき、料率等を改定しました。

改定の主な内容

市は、保険者として医療費の支出を抑制するため後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進等による医療費の適正化を進め、保険料収納率の向上等による収入の確保を図りながら、国民健康保険事業の健全な運営と国保加入者の健康の向上に努めていきます。

平成30年度 国民健康保険料の料率等

表1

	医療給付費分		後期高齢者 支援金分	介護納付金分	
	改定前	改定後		改定前	改定後
所得割率	6.38%	6.54%	2.13%	1.49%	1.61%
均等割額	30,500 円	31,400 円	11,100 円	13,400 円	14,300 円
賦課限度額	54 万円	58 万円	19 万円	16 万円	16 万円

※後期高齢者支援金分は変更ありません。

7月上旬に納入通知書を郵送します

平成30年度分の国民健康保険料の納入通知書を7月上旬に世帯主宛て(世帯員のみが加入している場合も同様)に郵送します。

納入通知書は保険料の額のほか、納付方法や納期限などをお知らせするものです。保険料は、7月から平成31年3月まで、9期に分けて納めていただきます(年金天引きの場合は年6回で納付)。お手元に届きましたら、内容の確認をお願いします。

所得が少ない世帯への軽減範囲が拡充されました

世帯主と加入者の総所得金額等の合計(軽減判定所得)により、保険料の一部が自動的に軽減されます(表2)。前年の所得に応じて軽減されますので、収入や所得がなかった方も申告してください。なお、平成30年度は前年度より2割軽減と5割軽減の軽減判定所得の基準が緩和され、軽減対象範囲が拡充されました。

所得が少ない世帯への保険料の軽減

表2

軽減判定所得が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
33 万円	7 割
33万円＋(27.5万円×加入者数) 〔平成29年度 33万円＋(27万円×加入者数)〕	5 割
33万円＋(50万円×加入者数) 〔平成29年度 33万円＋(49万円×加入者数)〕	2 割

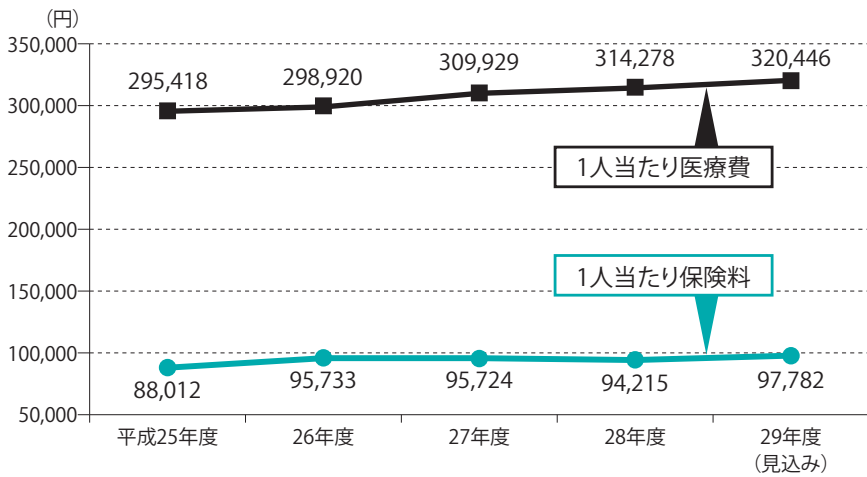
65歳以上の方は、公的年金所得から15万円を差し引いた額で軽減判定所得を算定します。

国民健康保険の財政状況

国民健康保険の1人当たりの医療費は、医療技術の高度化や加入者の高齢化などで、年々増加しています(グラフ1)。一方、それに見合った保険料収入が確保できず、市の国民健康保険の財政運営は恒常的な財源不足が続いています。この不足を補うため、毎年、市の一般会計から繰入金(税金)を投入することによって制度を維持しています(グラフ2)。

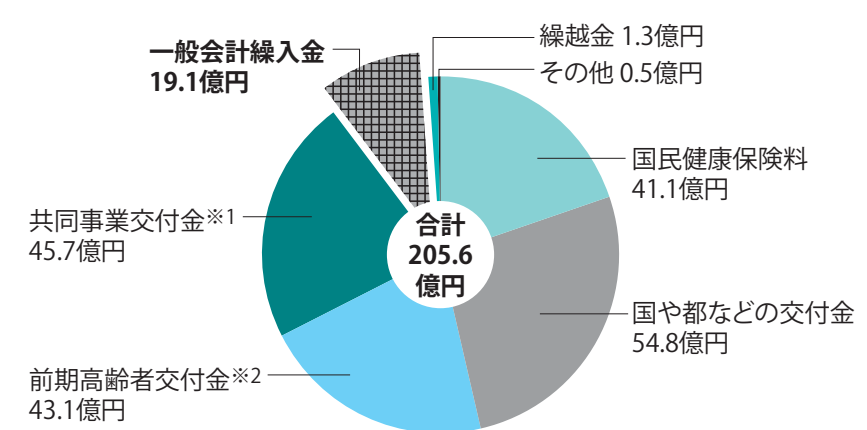
1人当たり医療費と保険料収入の推移

グラフ1



平成28年度 特別会計国民健康保険事業の歳入の内訳

グラフ2



※1 共同事業交付金…保険料の平準化、財政運営の安定化を図るため、都内の区市町村国民健康保険が拠出した額を調整し、再配分した交付金

※2 前期高齢者交付金…65歳～74歳の高齢者の多くが国民健康保険に加入していることから、医療費も国民健康保険が多く負担しているため、その負担の公平性を図ることを目的に社会保険等の間で調整するために交付される交付金

後期高齢者医療制度の保険料率等を改定

問保険年金課賦課係・内線1406

後期高齢者医療制度〔75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)が対象〕の保険料率等は、東京都後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直しを行い、決定しています。平成30・31年度は、医療費の増加などに伴い保険料必要額の増加が見込まれるため、保険料率等が変更されることになりました(下図)。実際の保険料の算定には、所得に応じた軽減制度(所得割、均等割)があります。なお、平成30年度の納入通知書は7月上旬に発送します。

平成30・31年度の保険料の計算方法 〔 〕内は平成28・29年度

均等割額	所得割額	
被保険者1人当たり 43,300円 〔42,400円〕	賦課のもととなる 所得金額※× 8.80% 〔9.07%〕	年間保険料額 (上限額は62万円) (上限額は57万円)

※賦課のもととなる所得金額…前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)

●特例軽減が見直しされました

①所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額	軽減割合	
	平成29年度	平成30年度
15万円以下	70%	50%
20万円以下	45%	25%
58万円以下	20%	廃止

②被扶養者だった方の軽減 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が軽減され、所得割は賦課されません。均等割額の軽減は平成29年度までは7割軽減でしたが、平成30年度は5割軽減となります。なお、低所得による均等割額の軽減(9割、8.5割、5割、2割)に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。

糖尿病の重症化予防に取り組んでいます

市は、立川市医師会と協力して、糖尿病の重症化予防に取り組んでいます。糖尿病の重症化によって腎不全になるおそれがある国民健康保険加入者の方を対象に、看護師や保健師などが6か月間にわたって面談や電話による予防指導を行います。

腎不全になると、週3回程度の透析治療が必要になるなど、日常生活に大きな支障をきたします。対象の方には6月上旬に案内を送付しているので、予防指導を希望する方はご連絡ください。

問保険年金課医療給付係・内線1424